

西目屋村災害備蓄指針

令和6年9月

西目屋村

目 次

第 1	指針の目的.....	1
第 2	基本方針.....	1
第 3	役割分担の考え方.....	1
1.	自助・共助による備蓄.....	1
(1)	家庭における備蓄.....	1
(2)	自主防災組織における備蓄.....	1
(3)	事業所等における備蓄….....	1
(4)	西目屋村による啓発.....	1
2.	西目屋村による備蓄.....	2
第 4	西目屋村における公助の備蓄状況.....	2
第 5	西目屋村の備蓄の目標.....	3
1.	備蓄目標を定める上での災害想定.....	3
2.	備蓄品目及び必要量の算定.....	4
3.	協定による物資の調達（流通備蓄）.....	5
第 6	備蓄物資の整備、維持管理および更新.....	5

第1 指針の目標

本指針は、大規模災害発生時に物資の流通が確保されるまでの間の被災者の避難生活に必要な物資の備蓄について定め、村、村民、自主防災組織、事業所等における計画的な備蓄の推進に資することを目的とする。

第2 基本方針

災害時に必要な物資の備蓄は、自助・共助によることを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとする。

村は、公助による備蓄に限界があることから、関係機関と連携し、村民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、村民の災害への備えを向上させるよう努める。

第3 役割分担の考え方

1. 自助・共助による備蓄

村民、自主防災組織、事業所等は、災害時に必要となる物資を備蓄する。備蓄物資は、停電や断水でも使用可能な食料・飲料水、生活必需品等とする。特に積雪寒冷地である地域特性を考慮し、停電時でも使用可能な暖房器具、毛布を準備することに留意する。また、食料については各世帯で保存している農作物等の活用を図るほか、調理器具等を準備することに留意する。

(1) 家庭における備蓄

村民は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

(2) 自主防災組織における備蓄

自主防災組織は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

(3) 事業所等における備蓄

事業者等は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

また、従業員以外の施設利用者等に対する物資の備蓄についても配慮する。

(4) 西目屋村による啓発

村は、村民の自助・共助による備蓄を促進するため、防災訓練や広報誌により、備蓄の重要性、備蓄方法等について啓発を行う。

【参考】備蓄品目の一例

(家庭) 食料・飲料水、生活必需品等

※ 育児用調製粉乳、食物アレルギー対応食品、療養食、おむつ、常備薬等の各家庭の実情に合ったもの

(自主防災組織) 食料・飲料水、生活必需品、活動に必要な防災資機材等

※ 初期消火、救出・救護、避難誘導、炊出し等に必要なもの

(事業所等) 従業員等の食料・飲料水、生活必需品等

※ 施設の設備状況に応じて、毛布や簡易トイレ等も含む

2. 西目屋村による備蓄

村は、最大規模の被害想定を算定の規模とし、村民の備蓄物資が被災し、使用できないことも考慮したうえで、避難者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心に幅広く備蓄する。

第4 西目屋村における公助の備蓄状況

村では、村民の備蓄を補完するため、物資を備蓄している。

(資料)

○ 西目屋村の備蓄状況 (別紙) 備蓄台帳

第5 西目屋村の備蓄の目標

1. 備蓄目標を定める上での災害想定

備蓄目標を定める上での災害想定は、想定される災害のうち、最も避難者が多い災害想定とする。

西目屋村の災害想定

村においては、土砂災害警戒区域において、全域で土砂災害が発生した場合を備蓄目標を定めるうえでの災害想定とする。

備蓄目標算定用の想定避難者数＝約400人

内訳：※1 村民避難者数…**360人**

※2 村民外避難者数…**40人**

※1 村民であり、避難所に避難した者及び自宅に留まることはできるが、ライフラインの途絶のため避難所において物資の提供が必要な被災者の合計

算出方法：村人口約1,200人×避難割合30%＝**360人**

※2 村内の観光施設等に宿泊中に被災し、避難所に避難した被災者の合計

算出方法：村内宿泊施設室数63室×宿泊2名1室想定＝126人×避難割合30%＝37.8人≒**40人**

(白神館27室、グリーンパークもりのいずみ27室、アクアグリーンビレッジANMONコテージ9棟)

2. 備蓄品目及び必要数量の算定

発災直後の生命維持や避難生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資及び避難所資機材等として、以下の品目を中心に備蓄する。なお、これらの品目以外にも女性に関する品目（生理用品等）の備蓄にも配慮する。※人口比率は2020年国勢調査より

品目	考え方	必要数量の算定
食料	主食はアルファ米を中心とし、食物アレルギーの避難者や高齢者、乳幼児、子供等の要配慮者を考慮した品目を選定する。	400人×3食×1日=1,200食 食料は村民1日分、県1日分、村1日分を想定。
飲料水	保存水（1人1ℓ/日程度）とし、500mlペットボトルを基本とする。原則として賞味期限が5年以上のものとする。	400人×1ℓ×1日=400ℓ 500ml ペットボトル 800本 同上
毛布	難燃性で抗菌・防臭加工が施され、クリーニング等で再使用可能な毛布とする。地域の実情を考慮し、避難所の暖房器具等の状況も考慮する。	400枚×1枚=400枚 1人2枚 県1枚、村1枚
育児用調製粉乳	乳児の生命維持のために最低限必要な物資として、育児用調製粉乳を備蓄する。	400人×0.5%×140g=280g 避難者数×0歳人口比率×1日あたり必要量
乳児・小児用おむつ	乳児・小児に欠かせない物資として乳児・小児用おむつを備蓄する。併せてウェットティッシュ等の必要なものも備蓄する。	400人×5.1%×8枚=164枚 避難者数×0～6歳人口比率×1日あたり必要量
大人用おむつ	高齢者等の要配慮者の生活に欠かせない物資として大人用おむつを備蓄する。併せてウェットティッシュ等の必要なものも備蓄する。	31人×8枚×1日=248枚 村内要配慮者人数×1日あたり必要数 要配慮者人数はR6.4時点
携帯・簡易トイレ	トイレの使用が困難な状況を想定し、携帯トイレ（蓄便袋、凝固剤） 県と村で1/2ずつ備蓄する。	400人×5回×3日×1/2=3,000回 避難者数×1人1日あたり使用回数×3日×1/2
避難所資機材	避難所の設備等を勘案し、暖房器具、発電機、燃料等の必要な資機材を備蓄する。	必要に応じて備蓄
医薬品	家庭用医薬品については、避難所の常備医薬品を基本とする。医薬品の衣料品については協定に基づく流通備蓄を基本としつつ、各病院において必要に応じ備蓄する。	必要に応じて備蓄
段ボールベッド	要配慮者等を考慮し、必要に応じて段ボールベッドを備蓄する。	必要に応じて備蓄

3. 協定による物資の調達方法（流通備蓄）

災害時に必要な物資を調達できるよう、県内の事業所等と協定を締結することにより、流通備蓄による物資の調達体制を整備する。

また、流通備蓄が有効に機能するための具体的な運用方法を定めるなど、協定の実効性確保に向けた取組を推進する。

なお、流通備蓄においては、確実に物資調達が可能となるよう流通在庫備蓄を推進する。

第6 備蓄物資の整備、維持管理及び更新

1. 備蓄物資の整備

村は、本指針を踏まえ、災害備蓄物資の数量や内容の整備を随時行うことで備蓄物資の整備推進に努める。

2. 備蓄物資の維持管理

村は、災害時に被災者に対し備蓄物資を円滑に供給することができるよう、各備蓄物資保管場所の管理主体を定め、定期的に維持管理（保管及び点検並びに在庫管理）及び更新を行うこととする。

食品等の保存期限があるものについては、「3. 備蓄台帳の作成」に記述の備蓄台帳等を活用し、期限の管理を計画的に行い、円滑な更新ができるよう配慮する。

特に保存期限まで1年未満となったものについては、防災訓練で活用する等、食品ロスが発生しないよう有効活用に努める。

3. 備蓄台帳の作成

村は備蓄している物資の品目、数量、保管場所、荷姿、保存期限等を記載した台帳を作成する。

なお、台帳の情報については、内閣府「物資調達・輸送調整支援システム」に登録する。

4. 西目屋村と県の情報共有

災害発生時に県内市町村相互の物的支援や県からの物資提供を円滑に行うため、定期的に備蓄台帳、備蓄量、県・村の保管担当者及び連絡先、流通備蓄の協定内容などの情報を共有する。

その際、内閣府「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を図る。